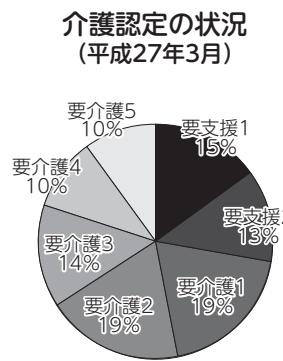
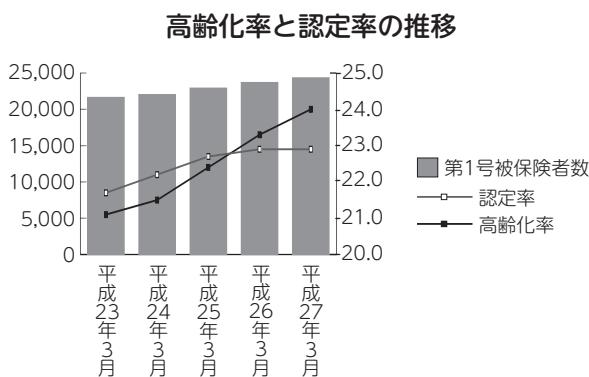
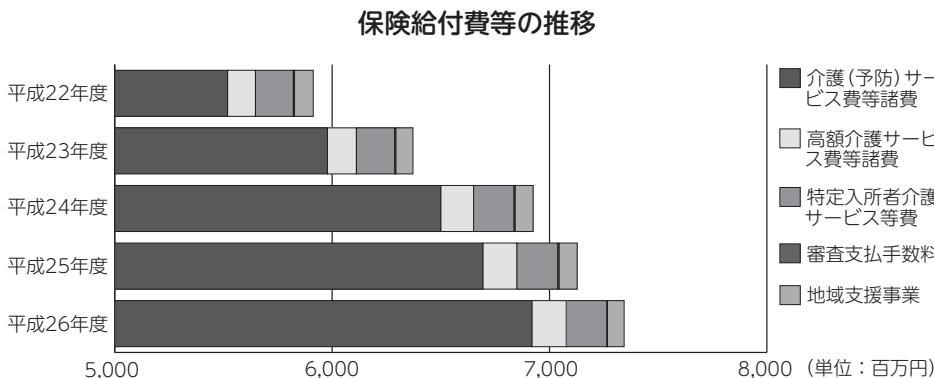


介護保険

問合先 高齢介護課



平成27年3月の第1号被保険者数は、24,331人、高齢化率は24.0%となっています。そのうち、5,574人が介護認定を受けている人が28%、要介護の認定を受けている人が72%となっています。



65歳以上の人
は
介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進への取組や介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

1と要介護2の人がそれぞれ19%と最も多く、次いで要支援1の人が15%、要介護3の人が14%となっています。介護度別の割合は、要介護1と要介護2の人がそれぞれ19%と最も多く、次いで要支援1の人が15%、要介護3の人が14%となっています。

保険給付費等の状況は、平成26年度の総合計は73億4,300万円となり、平成25年度から約3%の伸びとなっています。保険給付費等は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

1と要介護2の人がそれぞれ19%と最も多く、次いで要支援1の人が15%、要介護3の人が14%となっています。介護度別の割合は、要介護1と要介護2の人がそれぞれ19%と最も多く、次いで要支援1の人が15%、要介護3の人が14%となっています。

所得税確定申告にかかる証明

申請・問合先 高齢介護課

■在宅の要介護者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。

また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」をおむつ使用証明書に代えることができます。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体障害者に準じる者と認定される場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合、証明手数料(400円)が必要です。また、即日交付はできませんので、ご了承ください。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

平成27年中に納めた介護保険料は、社会保険料控除として平成27年分の所得から控除できます。特別徴収(年金天引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。

普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、「介護保険料納付額確認書」を1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しません。日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

(*) 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額)を言います。(所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額」とは異なります)